

第9条の新たな審査方法の手引き

1. 本手引きの概要

この手引きは、技術基準の第9条(特に通称LAN電波)の新たな審査方法を示したものです。

特徴は、「デジタルコードレス(PHS)端末の組合せ認定」の手法を応用し、提出頂く審査資料の削減を可能としています。対向する機器が既認定機器の場合は、対向する機器の 外観図、ブロック図、確認方法書の資料が省略できます。また、PHSの組合せ認定では必須であった、「同意書」、「組合せ機器のマニュアルへの記載」を不要としています。

当面は、所謂LAN電波といわれ、認定実績のある 小電力データ通信、第2世代小電力データ通信システム、屋内5GHz小電力データ通信システムを対象とします。

是非、ご一読頂き、ご利用をお願いいたします。

2. はじめに

端末設備内において電波を使用する端末機器(技術基準第9条)の審査は1987年の微弱電波(昭和62.10)にスタートし、以来、小電力コードレス(アナログコードレス)、小電力セキュリティ、中速無線LAN、高速無線LAN、デジタルコードレス(平成5.6)・・・と進展し1999年(H11.10)に第二世代小電力データ通信システムが現れてから第9条の認定は混乱状態に入り、現在に至っています。

特に、この通称LAN電波については、現状の利用形態に合わない審査方法であり、LAN電波の健全な発展を阻害しているのご意見を頂き、お客様から強い改善要望が出された経緯もありましたが、第三者認証機関として技術基準を守るために以下の現状の審査方法を貫いてきました。

しかし、第9条をしっかり守るため、大変な努力をして認定を取得するお申込者もいる反面、大半の機器には電気通信事業法の適合マーク(〒)が付されていないのが現状です。いわゆるLAN電波は国際規格であり利用上、問題がないから認定をとる必要がないと判断されているお客様が多数いらっしゃいます。

技術基準の第9条は現存しています。法は公平に運用されなければならないと考えます。

そこで、現状の審査方法での疑問点を少しでも軽減し、技術基準の精神を守る認定手法をここにご紹介いたします。

3. 現状の審査方法

第9条は、通信端末機器間を有線で接続される代わり無線を利用する場合に適用され、有線接続では考えにくい現象としての、「誤接続」、「誤課金」及び「混信など」を防止することを目的としています。そのための規定として、「識別符号」(ID)の規定、一致するIDなら接続し、一致しないIDなら接続しないこと。また、「空きチャンネル」判定による混信の防止、「開けられない構造」の規定は不法改造によるIDの変更防止が定められています。

現状の審査方法を整理すると、別紙1の通りでパターンは4つに分けられます。

パターン1: 一般的な事例

パターン2: 電波分割認定の事例

パターン3: 分割認定の事例

パターン4: 公衆無線LANの事例

4. LAN電波の利用形態と審査方法の疑問点

以下のような審査方法に対する疑問点は、LAN電波などに特定され、電話回線や移動電話回線などでは想像もできません。そしてこれら電話回線等に接続される端末機器は法を遵守して整然と審査・認定され、利用されています。

疑問点	内容
国際規格としての IEEE80211a,b,g でありながら、日本独自の技術基準で審査する。	国際規格といえども、日本においては技術基準又は技術的条件が設定され、必要な測定と認定(又は自己確認)を行うルールとなっている。
海外では、自由に利用できるものも、日本では通用しない。	海外諸国では、国際規格の部分は機器の認定を要しない制度が多い。にもかかわらず、その製品を日本に持ち込むと使用を制限されるため、認定が不要と判断し使用しているといったケースが多い。(電波法は取っても、電気通信事業法の認定は取らない)
既設のLAN電波の環境に追加機器が自由に使えない。	LAN電波機器は対向で審査をするルールのため、追加機器が出ると、その都度審査を要する。申込者からは無限大の機器との対抗について認定を受けるのは不可能であるとの声がある。
公衆無線LANと称するサービスにおいて電気通信事業法の認定機器以外の機器が自由に利用されている。	本来、認定機器以外は電気通信事業者の検査を受ける必要があり、電気通信事業者は認定機器以外の接続を拒否することができるが、この接続を許可している実態がある。
第9条の審査を受けようと思うが、審査資料を準備することが出来ない。	申込者はAP(アクセスポイント)側、又は端末側のみの開発者が多く、審査は受けようと思うが、対向機器の外観図、ブロック図、確認方法書等の審査資料を対向機器メーカーに提供を求めても、なかなか開示してもらえない。
2002.2JATEは無線LANを認定対象外とした経緯がある。	実施は2004.1の自己確認制度の先取りとして行い2004.1からは第9条の省略はないことをJATEのホームページ上で周知した。 しかし、この2002.2の措置のため、電波法の適合マーク(R)があっても電気通信事業法の適合マーク(T)がない無線LAN機器が約2年間続き、現在もこの状態が続いている。

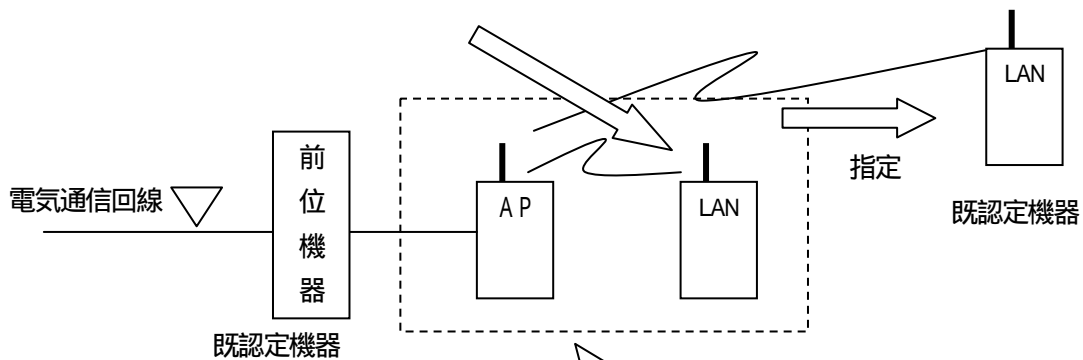
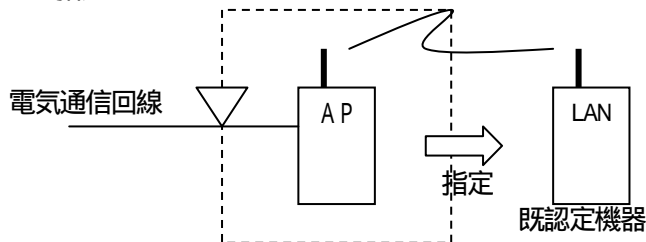
5. 新たな審査方法

PHS 端末の認定手法である、組合せ指定認定(別紙2)の方法を準用した方法とします。
LAN電波での方法を以下に示します。

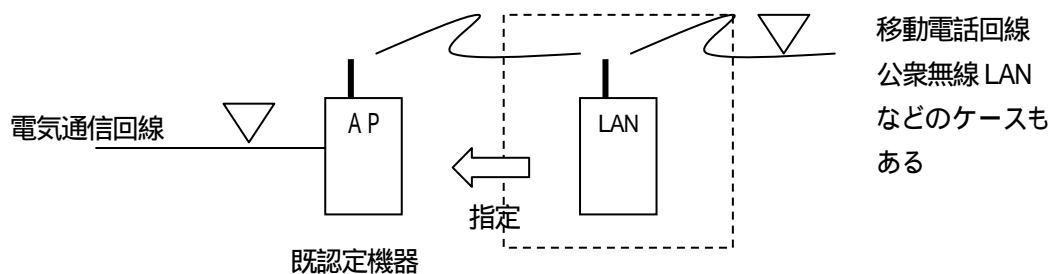
別紙2では親機・子機の組合せ認定を説明していますが、ここでは親機をAP(アクセスポイント)、子機をLAN(無線カード)と表現します。

(1) 組合せ認定の方法

APからの指定



LANからの指定



組合せ認定の方法には上図のとおり多くのバリエーションが考えられ、現在の電波分割認定機器(別紙1パターン2)又は分割認定機器(別紙1パターン3)を相手にする場合も考えられますし、公衆無線LANの端末機器(別紙1パターン4)を相手にする場合も考えられます。

(2)審査資料

資料の種類	APからの指定	LANからの指定
機器概要説明書	組合せLANの一覧表を作成 その他は一般の例による	組合せAPの一覧表を作成 その他は一般の例による
試験結果報告等書類	特に第9条は全ての組合せ資料を添付 その他の条項は、一般の例による	同左
接続系統図	一般の例による	同左
外観図	一般の例による (組合せるLANの分は不要)	一般の例による (組合せるAPの分は不要)
ブロック図	一般の例による (組合せるLANの分は不要)	一般の例による (組合せるAPの分は不要)
機器の取扱い 及び操作方法	一般の例による (組合せるLANの情報は不要)	一般の例による (組合せるAPの情報は不要)
確認方法書	一般の例による (組合せるLANの部分は不要)	一般の例による (組合せるAPの部分は不要)

別紙2との変更点と従来の審査方法との相違点

- ・同意書など:提出を不要としました。
- ・機器の取扱い及び操作方法:組合せる機器の情報を不要としました。
- ・外観図、ブロック図、確認方法書:組合せ機器の資料は不要としました。

(3)既認定機器の範囲及び認定表示の特例の範囲

項目	内容	理由
既認定機器の範囲	組合せ認定のために指定する既認定機器は、何処の認定機関の認定品でも自己確認の機器でも構いません。	既認定機器は責任をもって認証又は届出された物であり責任の所在は「認証取扱業者」「届出業者」と明確です。
認定表示の特例の範囲 (他の認証取扱業者が取得した認定番号の表示:別紙3参照)	電波分割認定やシステムで認定する場合のLAN(無線カード)やAPの認証表示の特例はJATEで認証したものに限り ます。	認定表示の特例はJATEが申込者(認証取扱業者)の要望により実施していることで、その審査資料がJATEにあること、認定表示の番号の申込者と、これを利用する申込者間で合意が得られる場合に適用しています。

(4)対象の電波の種類

当面は、所謂LAN電波といわれ、認定実績のあるものとします。

小電力データ通信

第2世代小電力データ通信システム

屋内5GHz小電力データ通信システム

(5)現在の審査方法からの変更点

第9条の審査に関しては、基本的には別紙1に示す方法に変わりはありませんが、LAN電波に関しては前述の組合せ認定の方法も可とします。

また、別紙1のパターン4(公衆無線LANの事例)による審査方法は廃止し、組合せ認定に統合します。従って、公衆無線LANの審査に限定した場合の認定証書に記入されていた条件文(本装置は、無線スポット回線用端末機器として認証したものです)は付さないこととします。

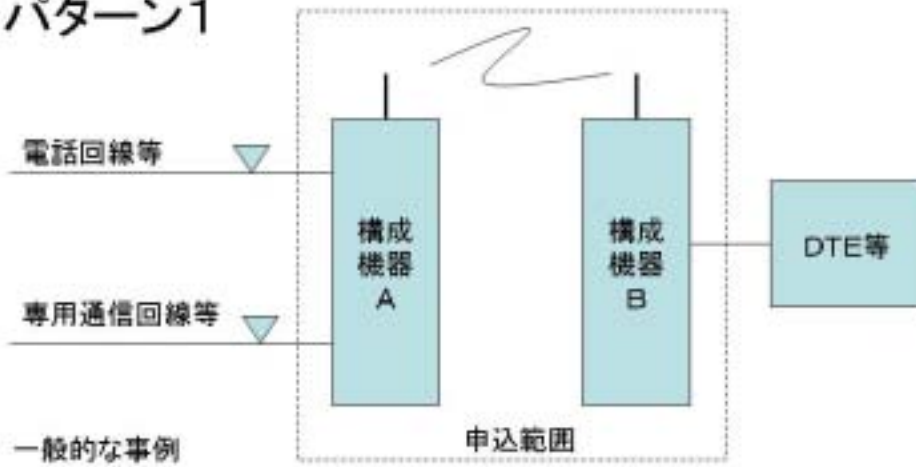
(6)実施開始時期

平成20年9月19日とします。

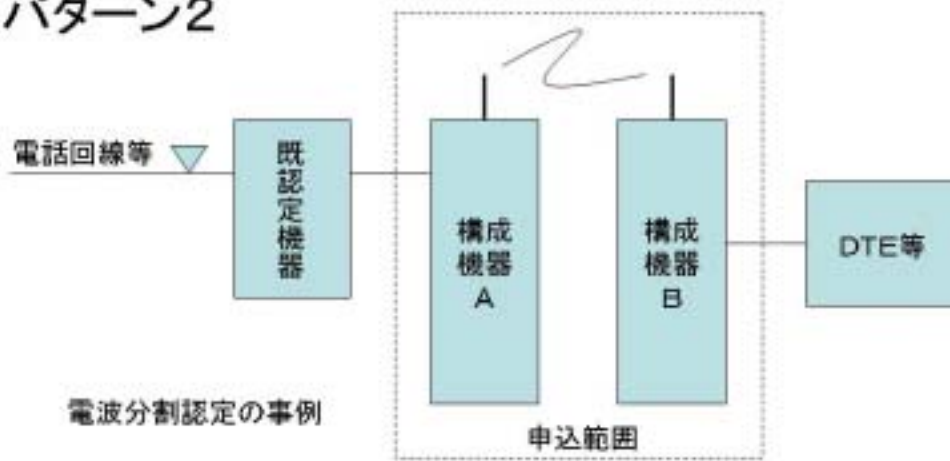
なお、実施以前に取得した公衆無線LAN機器は条件文がないものと見なします。

第9条の現状の審査方法

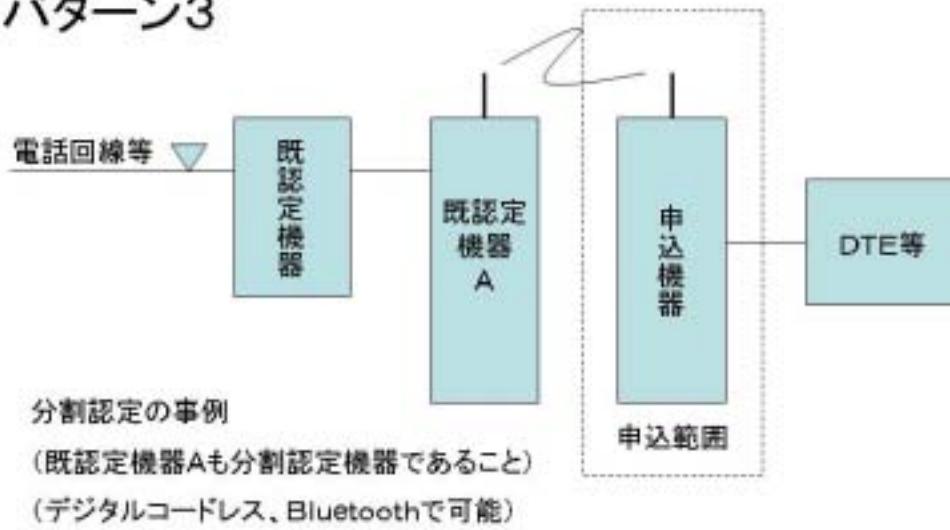
・パターン1



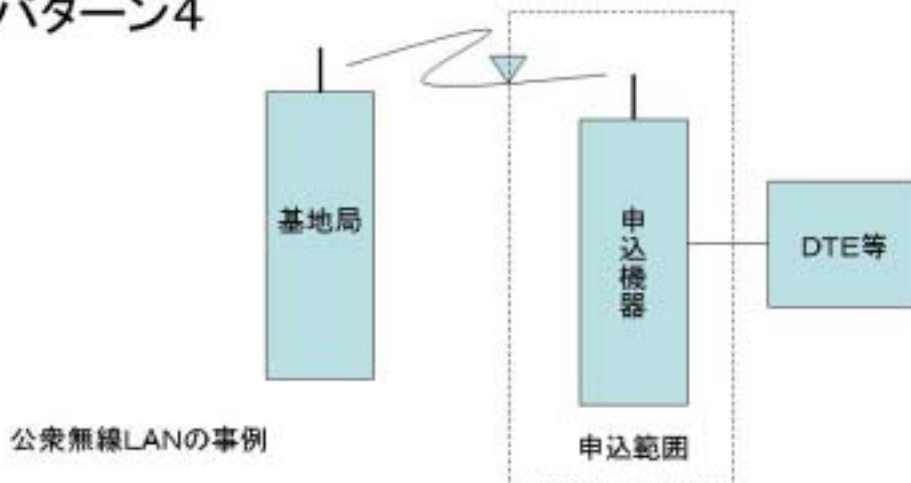
・パターン2



• パターン3



• パターン4



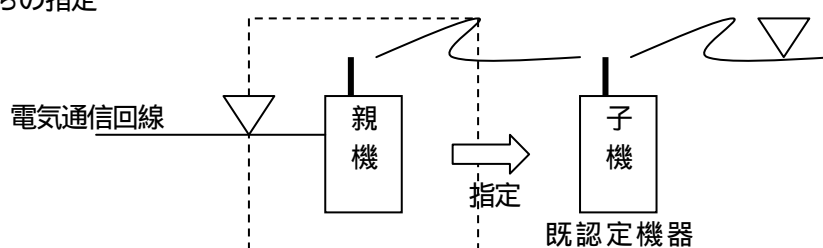
PHS端末の組合せ指定認定(以下「組合せ認定」という)

第9条にデジタルコードレス電波が追加されたのは1993年6月であり、PHSサービスが開始されたのは1995年7月である。この時期に合わせて、PHS端末の組合せ認定がスタートした。

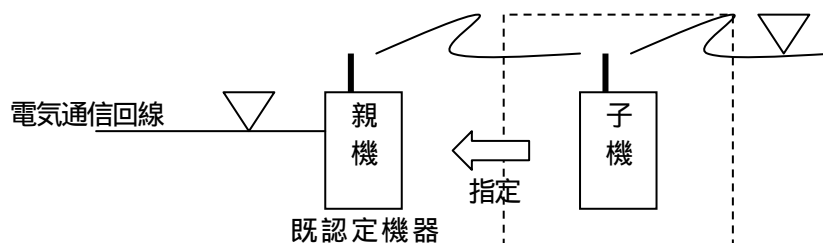
端末機器の認定は端末設備を構成する装置のうち技術基準等に関するものを一体で認定することを原則とする中で、既認定機器同志であれば技術基準の不足担保部分(特に第9条)のみを認定する手法が発想された。ただし、当時のメーカ各社はPHS端末の親機になるPBXやボタン電話装置を得意とする者と、PHS兼用子機を得意とする者がこの方式の採用により利害が相反することから、申込者の要請を受け、組合せ認定をする機器の申込者が異なる場合は、「同意書」を両方で交わし、相互接続を認め合う形をとった。

1. 組合せ認定の方法

親機からの指定



子機からの指定



2. 審査資料

資料の種類	親機からの指定	子機からの指定
同意書、 接続機能証明書	組合せ子機分を作成	組合せ親機分を作成
機器概要説明書	組合せ子機の一覧表を作成 その他は一般の例による	組合せ親機の一覧表を作成 その他は一般の例による
試験結果報告等書類	特に第9条は全ての組合せ資料を添付 その他の条項は、一般の例による	同左
接続系統図	一般の例による	同左
外観図	一般の例による (組合せる子機の方は不要)	一般の例による (組合せる親機の方は不要)
ブロック図	一般の例による (組合せる子機の方は不要)	一般の例による (組合せる親機の方は不要)
機器の取扱い 及び操作方法	一般の例による (組合せる子機を記載)	一般の例による (組合せる親機を記載)
確認方法書	一般の例による (組合せる子機の方は不要)	一般の例による (組合せる親機の方は不要)

内線構成品等における番号流用の拡大について

従来、ボタン電話装置や構内交換設備等の内線構成品などの認証番号については、同一申請者内のみに限って、既認証番号の表示、いわゆる番号流用を認めていましたが、申請者、製造会社等の利便を考慮し、異申請者間においてもこれを認めることとします。(表1参照)

ただし、現在の認定制度では、認証機器に申請者名を記載する義務はなく、クレーム等の場合には認証番号により申請者を特定することとしています。従って、以下の運用方法に留意されて、活用願います。

なお、これは表示の特例であり、認証番号はあくまでも主装置に与えられた番号となります。

表 1 . 番号流用の拡大

	従来の方法	拡大した方法
申請者 A 認証番号 : Axx-0001JP Axx-0002JP		
申請者 B 認証番号 : Axx-1234JP Axx-5678JP Axx-9012JP		

1 . 申請資料作成上の留意点

(1) 機器概要説明書の機器構成品表

機器構成品表の備考欄を利用して、従来は表示したい既認証機器番号を記入していましたが、拡大する方法では、加えて、表示する認証番号の申請者名を記入して下さい。

表 2 . 機器構成品表の記入例

品 名	数 量	備 考 (): 表示する認証番号	認定対象	
J A T E ボタン電話装置	1			従来の例
A 電話機	合計 4 0	(Axx-1234JP)		
B 電話機				拡大する例
4 0 電話機		(Axx-0001JP) 申請者名 : J A T E 商事		
2 0 電話機		(Axx-0002JP) 申請者名 : J A T E 物産 Axx-9012JP-034		拡大する例 内線構成品登録品

(2) 技術基準適合性説明資料

単に、表示する認証番号が、他申請者のものというだけであって、システムとしての資料作成方法は変わりません。すなわち、上記例で「40 電話機」が既認証機器であっても一切の資料省略はできません。

ただし、次項で説明する内線構成品登録(「20 電話機」の場合)をすれば、一般の例により資料省略が可能です。

(3) 内線構成品登録

内線構成品登録は、申請者の希望により実施しますが、登録番号は申請者自身の認証番号に枝番号を付して行います。

2 . 申請者へのお願い

今回の番号流用の拡大においては、内線構成品に表示されている認証番号から申請者を特定することができませんので、申請に当たっては、申請者と流用番号の申請者間で協議の上記録に残し、先にも述べたクレーム等への対応について、責任を持って対処するようお願いいたします。

平成 20 年 9 月 19 日でのお願い
本文中の「申請者」は「申込者」と読み替えてください。